

福岡県公報

平成29年7月25日
第3912号

福岡県知事 小川 洋

目次

告示 (第499号 - 第503号)

- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 1
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 種畜証明書の交付 (畜産課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 5
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 5
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 5
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 6
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 9

雑報

- 平成28年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (市町村支援課) 9

告示

福岡県告示第499号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年7月25日

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年9月1日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市役所(西別館)	うきは市
	29年9月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市役所(西別館)	
	29年9月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	29年9月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	29年9月7日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	29年9月8日	10:00～12:00 13:00～15:00	うきは市民センター	
	29年9月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	大木町子育て交流センター	大木町
	29年9月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	大木町子育て交流センター	
	29年9月13日から29年11月12日まで	左欄の間に行う検査については、うきは市及び大木町と協議の上、指示する。		うきは市 大木町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年9月13日から29年11月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	29年9月13日から29年11月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	29年9月13日から29年12月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		うきは市 大木町

福岡県告示第500号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年9月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市防災センター	飯塚市
	29年9月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市飯塚第一体育館（ロビー）	
	29年9月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市颯田支所	
	29年9月22日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市穂波公民館	
	29年9月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市穂波公民館	
	29年9月26日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市筑穂支所	
	29年9月27日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市二瀬公民館	
	29年9月28日	10:00～12:00 13:00～15:00	庄内保健福祉総合センター ハーモニー	

29年9月29日	10:00～12:00 13:00～15:00	飯塚市地方卸売市場（青果部）	嘉麻市	
29年10月2日	10:00～12:00 13:00～15:00	碓井住民センター		
29年10月3日	10:00～12:00 13:00～15:00	稲築地区公民館		
29年10月4日	10:00～12:00 13:00～15:00	鴨生町公民館		
29年10月5日	10:00～12:00 13:00～15:00	夢サイトかほ		
29年10月6日	10:00～12:00 13:00～15:00	夢サイトかほ		
29年10月10日	10:00～12:00 13:00～15:00	夢サイトかほ		
29年10月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	嘉麻市山田庁舎		
29年10月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	桂川町役場		桂川町
29年10月13日から29年12月12日まで	左欄の間に行う検査については、飯塚市、嘉麻市及び桂川町と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	29年10月13日から29年12月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	29年10月13日から29年12月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		飯塚市 嘉麻市 桂川町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおまりの検査	29年10月13日から30年1月12日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	飯塚市 嘉麻市 桂川町
--	-----------------------	---------------------------------------	-------------------

福岡県告示第501号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおまりの検査	29年9月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	芦屋町町民会館	芦屋町
	29年10月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	岡垣町中央公民館 岡垣町西部公民館	岡垣町
	29年10月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	岡垣町東部公民館	
	29年10月25日	10:00～12:00 13:00～15:00	遠賀町役場 車庫棟1階多目的会議室	遠賀町
	29年10月31日	10:00～12:00 13:00～15:00	水巻町中央公民館	水巻町
	29年11月1日から29年12月31日まで	左欄の間に行う検査については、遠賀郡各町と協議の上、指示する。		遠賀郡
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおまりの検査	29年11月1日から29年12月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	29年11月1日から29年12月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	遠賀郡
--	-----------------------	---------------------------------------	-----

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおまりの検査	29年11月1日から30年1月31日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		遠賀郡

福岡県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	一般道	495号	前	宗像市江口1193番11先から 宗像市江口1190番2先まで	16.0 ～ 137.0	212.0
			後	宗像市江口1193番11先から 宗像市江口1190番2先まで	16.0 ～ 124.0	212.0

福岡県告示第503号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	田川線 直方	前	田川郡福智町伊方2480番1先から 田川郡福智町伊方2465番5先まで	30.5 ～ 42.1	59.0
			後	田川郡福智町伊方2480番1先から 田川郡福智町伊方2465番5先まで	23.8 ～ 39.3	59.0

公 告

公告

農林水産大臣から、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、次の家畜について、その飼養者に対して種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 肉用牛（黒毛和種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
11380853255	華龍2785	平成27年8月23日	鳥取県東伯郡琴浦町	1級	個人有	筑後市北島 和幸

2 馬（KWPN種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020001	アブドラード ワイエイチ	平成17年6月18日	オランダ	2級	個人有	宗像市 有限会社カナディアンキャンプ 乗馬クラブ

3 馬（アラブ種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21440020002	バイタル	平成12年3月26日	アメリカ	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディアンキャンプ 乗馬クラブ

4 馬（クォーターホース種）

種畜証明書番号	名 前	生 年 月 日	産 地	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所及び氏名
21540010001	ゴールデンアンバージャック	平成16年6月22日	北海道網走市	級外	個人有	宗像市 有限会社カナディアンキャンプ 乗馬クラブ

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町上府北三丁目773番2、773番3、775番1及び775番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町大字上府726番地

安武 節子

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
鹿毛馬土地改良区	平成29年7月11日

公告

解散した清算法人田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
安方三郎	田川郡大任町大字大行事1391番地3
溝口忠弘	田川郡大任町大字大行事567番地
嶋田健二	田川郡大任町大字大行事708番地1
村田徳次	田川郡大任町大字大行事130番地1
梶原敏彦	田川郡大任町大字大行事1238番地2
渡邊信義	田川郡大任町大字大行事1425番地2
是末博嗣	田川郡大任町大字大行事3592番地2
杉原久記	田川郡大任町大字大行事3822番地
佐々木次男	田川郡大任町大字大行事4075番地1

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
捜査支援カメラシステム賃貸借
- 競争入札参加者の資格
 - 競争入札に参加することができない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
 - 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - 従業員数
 - 年間売上高
 - 自己資本金
 - 流動比率
 - 経営年数
 - 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成29年8月10日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名

捜査支援カメラシステム賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成30年1月1日から平成34年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年9月5日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成29年7月25日（火曜日）から平成29年9月4日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年9月5日（火曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成29年9月6日（水曜日）午前10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for the Criminal Investigation Assistance Camera System

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 PM on September 5, 2017

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年7月25日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

自動車保管場所証明電子化システム機器賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

平成29年6月20日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日立キャピタル株式会社九州法人支店

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

75,944,304円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年5月9日

雑報

福岡市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。

平成29年7月25日

福岡市町村職員共済組合
理事長 井上 澄 和

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
取	負担金	7,002,014	18,001,795	986,460	216,721		240,311	268,513				
	掛金(組合員保険料を含む)	7,061,243	11,470,787	986,448				199,328				
	特定健康診査等収入							81,372				
	組合員貸付金利息									70,819		
入	受託商品手数料										11,145	
	補助金・交付金	672,262					118,204			305		
	利息及び配当金等					64,137	184	781	479,404			4
	その他の収入	9,900					160		8,238		2,972	
	他経理から繰入金						44,431					
	前年度支払準備金	1,120,804										
計	15,866,223	29,472,582	1,972,908	216,721	64,137	403,290	549,394	487,642	71,124	14,117	4	
支	給付金	7,139,465										
	役員給与						180,873	29,033	3,819	13,042	1,840	
	旅費・事務費						19,694	3,989	8,740	4,062	829	
	支払利息					64,137			388,337	33,782	2,083	
	前期高齢納付金、後期高齢・現床支援金	4,961,114										
	若人・退職者拠出金、分譲納付金	1,246,301										
連合会払込金	175,461								3,718			
連合会拠出金	631,326											
連合会分担金						16,529	5,719					

